

自治基本条例の各条文及びこれまでの検証結果

第 19 条 (議会の役割と責任)

第 19 条 おいらせ町議会は、行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、政策形成機能を果たす役割を持っています。

2 議会は、町民の代表として、町民の意思を尊重しなければなりません。

【第 19 条】

町の意味決定機関である議会には、行政に不正や怠慢がないかを監視する役割があります。さらに、自らも積極的に政策を立案する役割を持っています。

また、議会は町民の意思を代表する機関として、地方自治法などにより定められた権限を正しく行使し、町民の幸福の実現のために努力しなければなりません。

1 これまでの検証結果

令和 3 年度

- ・自治基本条例にそった運用がなされ、役割を果たしている。

2 自治推進委員会での意見

令和 3 年度

- ①議会改革も検討されているとのことなので、今後の動向に注視していきたい。

3 評価結果及び考察

(各条項について、社会情勢の変化などで形骸化していないか、追加の意見は無いかなど)

第 20 条 (議会の運営)

第 20 条 おいらせ町議会は、健全な予算執行により、効率的な運営を行わなければなりません。

2 議会は、その活動を町民に公開し、開かれた運営を進めなければなりません。

【第 20 条】

行政と同様に議会にも健全で効率的な運営が求められます。ここでの予算執行とは、議会に与えられた予算の執行のことです。

議会は町民の意思を代表する機関であり、その決定は町民の意思となるものです。ですから、議会活動を町民に分かりやすく伝え、行政とともにその情報を共有することが大切です。そのため、議会報告会の開催、インターネット中継、議事録のホームページへの掲載など、議会情報を積極的に公開する必要があります。

1 これまでの検証結果

令和3年度

- ・自治基本条例に沿った運用がなされ、健全な議会運営が行われている。

2 自治推進委員会での意見

令和3年度

- ①議会予算に関しては、しっかりと運営している。

3 評価結果及び考察

第21条 (議員の責任)

(議員の責任)

第21条 おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 議員は、職務に関する調査、研究及び学習により自らの資質を向上させなければなりません。

【第21条】

まちづくりに果たす議員の役割は大きいものがあります。議員は住民の投票により選ばれますが、議員はこの町で共にまちづくりを担う、働く人や学ぶ人の利益も視野に入れて活動する必要があります。また、議員はその役割を果たすため、自己研鑽に努めることが必要です。

1 これまでの検証結果

令和3年度

- ・自治基本条例にある責任は、おおむね果たされていると思われる。

2 自治推進委員会での意見

令和3年度

- ①自己研鑽については、表舞台に出てこない部分であるため、検証が難しい。

3 評価結果及び考察

第28条 (総合計画)

第28条 行政は、計画的な行政運営を行うため、定められた期間ごとに総合計画を策定して事業を実施します。

2 総合計画の策定にあたっては、当初から町民との協働により進めなければなりません。

【第28条】

町の行政運営は総合計画に基づき、計画的に行われるべきであることを規定しています。また、総合計画の策定にあたっては、スタートの段階から町民と情報を共有し、策定作業に町民が関わるような体制を整えることを求めたものです。

1 これまでの検証結果

令和元年度

- ・計画策定の過程については、当条例の主旨に沿って取り組まれている。

2 自治推進委員会での意見

令和元年度

- ①住民懇談会の参加人数は少なく、参加者もほぼ同じ人が出席しているが、以前と比較すると増加している。今後も町民に関心を持ってもらえるよう努めてほしい。

3 評価結果及び考察

第29条 (財政運営)

第29条 行政は、効率的で健全な財政運営を図るため、財政計画を策定します。

2 行政は、町民に理解しやすい予算説明書を作成し、決算においては費用対効果を検証して、これを公表します。

【第29条】

町の財政情報は、町民の生活に大きく関わる重要な情報です。「どのようにお金を使う予定か」「実際どのようにお金が使われたか」を公開し、町民がそれを理解することは、ともにまちづくりを進めていく上で重要です。

1 これまでの検証結果

令和3年度

- ・自治基本条例に沿った運用がなされ、財政状況を公開している。

2 自治推進委員会での意見

令和3年度

- ①財政状況について、より分かりやすい説明を増やしてほしい。

3 評価結果及び考察

第30条 (行政評価)

第30条 行政は、効率的な行政運営を行うため、計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。

2 行政評価にあたっては、可能な限り町民との協働により進め、結果を公表して施策の見直し、改善に反映します。

【第30条】

これからの町の事業は、計画を立て、実行するだけでなく、その結果を評価して次年度以降の事業に生かすことが求められています。この「評価」の作業に、町民が関わることのできる体制を整えることを規定しています。

1 これまでの検証結果

令和2年度、令和4年度

- ・町の事業を評価する作業に町民が関わるための体制づくりについて、行政の努力は一定程度なされている。

2 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①縮小する事業の評価方法等、分かりやすく周知してほしい。

令和2年度

- ①評価に時間をかけすぎて逆に効率が低下しないよう、今後さらに良い取り組みをしていくよう求める。

3 評価結果及び考察

第 3 1 条 (情報公開・情報共有)

第 31 条 行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。町民に求められた情報は、個人情報などを除き可能な限り提供しなければなりません。

2 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【第 31 条】

1 項…行政に関する情報の公開は、広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動が行われていますが、これからは委員会、附属機関等の公開など、公開の範囲を広げて情報共有を進めることが求められます。

2 項…苦情や相談は町民からの貴重な政策提言にとらえ、行政はそれらへの対処の結果や過程を内部で共有することにより、行政サービスの改善に役立てます。ただし、内容に個人情報など、共有することが町民の不利益になる場合を除きます。

1 これまでの検証結果

毎年度検証

- ・情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。
- ・苦情や相談について、可能なものは公開されている。

2 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

- ①多数の資料がホームページで公開となっているが、インターネット環境が無い人などはホームページのみで公開されても閲覧できないのではないだろうか。

令和 3 年度

- ①情報公開のために、会議録の作成など時間が必要な事務作業が増えている傾向にある。

令和 2 年度

- ①行政に、引き続き情報公開及び情報共有に努めることを求める。

3 評価結果及び考察

第 3 2 条 (審議会等における委員の公募)

第 32 条 附属機関やその他の懇談会等の委員には、町民から公募により選ばれた委員が含まれることを原則とします。

【第32条】

町には法令や条例などの規定により、いろいろな附属機関やその他の懇談会等が置かれています。町の計画や施策など、町民の生活に関わる重要な事案を検討する、それらの委員選考にあたっては、町民の参加を保障する観点から、一般町民から公募することを規定しています。

1 これまでの検証結果

毎年度検証

- ・公募は行われているが、公募可能なものをさらに拡大するよう求める。

2 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①公募しても手を挙げる人がいなかった以前と異なり、今は応募者がいる。今後も公募の拡大に力を入れてほしい。

令和3年度

- ①公募になじまないという附属機関についても、公募を考えるべきで。
- ②応募のあるなしに関わらず、附属機関等の委員は原則としてすべて公募とすることを目指すべきである。

令和2年度

- ①公募目標50%を目指すなど、数値目標を定めるのはどうか。

3 評価結果及び考察

第33条 (参加の保障)

第33条 行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2 行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

【第33条】

1 項…住民懇談会、井戸端会議のように、町長や町職員が住民と直接意見交換する機会を設けます。

2 項…重要な計画、条例の策定など行政の施策に関して、町民の意見を聞く場合、これまではアンケートやシンポジウムなどを実施してきましたが、これからは「パブリック・コメント」

により、町民が政策決定前に直接意見を述べる機会を設けることを規定しています。行政は、寄せられた町民の疑問、提案を尊重するとともに、誠実にこれに回答しなければなりません。

1 これまでの検証結果

毎年度検証

・行政の直接対話の機会や、パブリック・コメントの機会は設けられている。

2 自治推進委員会での意見

令和4年度

①検証年度では実績が少なかったが、コロナ禍が収束していくにつれ、変化していくのではないかと。

令和3年度

①町長の地区懇談会についても開催検討の余地がある。

令和元年度

①参加人数が少ないため、意見が出しやすくなる工夫や努力をしてほしい。

3 評価結果及び考察

第34条 (行政監視)

第34条 おいらせ町は、行政運営が適法かつ公正に行われているかについて監視し、改善に関する提言をする第三者による機関を設けます。

【第34条】

一般的に「オンブズマン」と呼ばれており、民間の有志により組織されるものと、行政が設置するものがあります。

1 これまでの検証結果

令和3年度

・オンブズマン組織について、民間有志によるものも、行政による機関も設置されておらず活動もない状況である。

2 自治推進委員会での意見

令和3年度

①不祥事はどこの自治体でも起こり得ることであり、行政の監視は必要と感じる。

3 評価結果及び考察

第 3 5 条 (開かれた議会)

第 35 条 おいらせ町議会は、町民に開かれた議会とするため、工夫してその公開を進めます。

【第35条】

町民が議会の傍聴に参加しやすいしくみを整備すること（例：日曜、夜間議会など）は、議会と町民の距離を縮め、協働のまちづくりを進める上で大切なことです。

1 これまでの検証結果

令和3年度

- ・議会の傍聴に参加しやすい仕組みは整備されている。

2 自治推進委員会での意見

令和3年度

- ① 普段の暮らしの中で、議員と意見を交わす機会がもっとあれば良い。

3 評価結果及び考察

第 3 6 条 (選挙における情報共有)

第 36 条 おいらせ町は、住民が参加しやすい選挙を実施するため、工夫して候補者と住民の情報共有の機会を設けます。

【第36条】

積極的に選挙をピーアールし、住民の政治への関心を高め、投票率の向上を図ることは、よりよい地域社会づくりと民主主義の実現にとって有益です。

1 これまでの検証結果

令和3年度

- ・おおむね、自治基本条例に沿った運用がなされ、情報共有の機会は設けられている。

2 自治推進委員会での意見

令和3年度

- ① 選挙公報は候補者の比較ができるため、継続してほしい。

3 評価結果及び考察

第37条 (まちづくり組織)

第37条 おいらせ町は、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、一定のまとまりにある地域において、地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織を作ることができます。

【第37条】

「まちづくり組織」は、町内会を軸にPTA、民生委員、NPOなど、地域で活動する個人や団体により、概ね学校区ごとに組織される地縁型組織を想定しています。町民参加のもっとも身近な機会となり、協働のまちづくりの基盤となるものです。

1 これまでの検証結果

令和4年度、令和2年度

- ・まちづくり組織を結成する前段階にある地域では、町民の理解が進んでいるとは言い切れない。

2 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①他の町内会と手を組んで広域的に何かをやろうと考える町内会は少ないのではないか。
- ②町内会に入らないという選択肢もある中、町内会で新しい活動をすることや自分の負担が増えることに否定的な会員も増えているのではないか。

令和2年度

- ①自分達が、自主的に地域の課題解決を図る、という意識の向上も必要である。
- ②防災の観点から、協働することを考える。

3 評価結果及び考察

第38条 (まちづくり組織とおいらせ町)

第38条 おいらせ町は、まちづくり組織の自主性と自立性を尊重し、その活動に協力します。

2 行政は、まちづくり組織が活動しやすいよう、必要な施策を講じ、まちづくり組織の意思を可能な限り町政に反映させるよう努めます。

【第38条】

「まちづくり組織」の活動は、まちづくり活動の根幹を担うものとして、町民、行政、議会ともこれを尊重しなければなりません。行政はまちづくり組織が活動しやすいよう、資金、広

報、調整など必要な支援を行うことが求められます。

1 これまでの検証結果

令和4年度、令和2年度

- ・おおむね、自治基本条例に沿った運用がなされ、必要な支援がなされている。

2 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①高齢になり町内会を抜けるというケースも増えている。町内会に加入するメリットが見えにくい面があるのではないかと。仕事をしつつ町内会に関わることは難しい。制度そのものを見直す時期なのではないかと。

令和2年度

- ①地域において高齢化が進んでいる。今後、若い人や子どもが地域活動に出てくるような仕組みづくりが必要になる。

3 評価結果及び考察